

下関市立大学大学院経済学研究科委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 1 0 号

改正 平成 23 年 3 月 24 日規程第 18 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 34 号
令和 2 年 5 月 1 日規程第 35 号
令和 3 年 3 月 23 日規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号）第 5 条第 3 項及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの

2 委員会は、前項に定めるもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成)

第 3 条 委員会は、研究科の領域ごとに所属する本学の専任教員をもって構成する。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を領域ごとに置くことができる。

- 2 委員会の委員長は、学長が指名する。
- 3 委員会の副委員長は、委員長の推薦により定める。

(委員長等の責務)

第 5 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 7 条 削除

(議事録)

第 8 条 議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学務部教務課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規程第18号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第34号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月1日規程第35号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日規程第29号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。